

◎新潟県告示第138号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する第52条第1項の規定により、水留克栄ほか117名から申請のあった換地計画について、同法第96条において準用する第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、平成27年2月12日から平成27年3月11日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年2月10日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の 所在・名称	地 区 名 (換地区名)	事 業 名	縦覧の書類	縦覧の場所
阿賀野市 水留克栄 ほか117名	前島 (全換地区)	区画整理（非補助）	換地計画書 の写し	阿賀野市役所

- 1 この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に新潟県新発田地域振興局長に申し出ることができる。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。